

# 枝幸町立学校における働き方改革行動計画

平成30年6月  
(令和2年3月改定)

枝幸町教育委員会

はじめに

現在、学校には学習指導要領のねらいや社会からの要請により、児童生徒に対する指導の一層の充実が期待されております。

そのためには、教育職員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいをもって勤務することにより、学校教育の質を高めることのできる環境の構築が必要となります。

しかし、平成28年度に北海道教育委員会が実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」では、教育職員の長時間労働の実態が明らかとなり、時間外勤務の縮減に向けた「働き方改革」の必要性が問われています。

ついては、北海道教育委員会において策定された、学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」に基づき、『枝幸町立学校における働き方改革行動計画』を策定し、教育委員会と学校との連携による働き方改革に向けた業務改善を推進することといたしました。

今後においても、学校、家庭、地域、行政が緊密に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、教育職員が教育活動に専念できる環境の整備に努めてまいります。

## 1. 行動計画の性格

- ・ 市内の全ての学校が働き方改革を進めるため、教育委員会が本計画を策定し、学校の取り組みを促すものです。
- ・ 本計画については、今後の国の動向や、学校における取組状況などを踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行ってまいります。

## 2. 取組の方向性

- ・ これまでの働き方を見直し、教育職員が業務の質を向上させるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることにより、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い、教育の質を高めるといった、働き方改革の目指す理念を共有しながら取組を実行します。
- ・ 学校における働き方改革は、学校はもとより、国、地方公共団体、さらには家庭、地域等を含めた全ての関係者が、それぞれの立場で学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもと向き合う教育職員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

## 3. 教育委員会の役割

- ・ 教育委員会は、枝幸町立学校における働き方改革を進めるための計画等や学校に勤

務する教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を作成する。

- ・ 枝幸町立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施するとともに、学校等の取組を進めるための支援を行う。
- ・ 教育委員会は、時間外勤務縮減に係る各学校の取組について適切に把握するとともに、管理、指導助言に努めるものとする。

#### 4. 学校の役割

- ・ 学校長は、時間外勤務等の縮減に向け、日頃から教育職員の勤務状況や校務の進捗状況を把握し、教育職員の健康管理、校務分掌の見直しによる業務処理体制の改善等に努めるものとする。

#### 5. 行動計画の期間

- ・ 平成30年度から令和2年度の3年間とする。

#### 6. 行動計画が目指す目標

- ・ 本計画に掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、目標を次のとおり設定し、早期実現を目指す。

教育職員の在校等時間から条例で定める勤務時間等を減じた時間を1ヶ月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

※1 「在校等時間」は、9. の「5 教育職員の勤務時間の上限について」の(2)の①による。

※2 「所定の勤務時間」及び「目標」に掲げる上限時間は、9. の「5 教育職員の勤務時間の上限について」の(2)の②の目安時間と同一。

※3 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合については9. の「5 教育職員の勤務時間の上限について」の(2)の③の目安時間と同一。

① 部活休養日を全ての部活動で設定する。

- ・ 平日週1日以上は部活動休養日を実施すること。(年間52日以上)
- ・ 週末1日以上は部活動休養日を実施すること。(年間52日以上)
- ・ 学校閉庁日は部活動休養日とすること。  
(夏季休業期間内3日、年末年始の休日6日)

- ② 変形労働時間制を必要に応じ全町立学校で活用する。
- ③ 定時退勤日を全町立学校で月2回以上設定する。
- ④ 学校閉庁日を全町立学校で年9日以上設定する。

## 7. 推進体制

・教育長を座長として、教育次長、参事、学校教育 G、社会教育 G、教育関係者で構成する働き方改革推進チームを設置する。

## 8. 取組の検証

・教育委員会及び学校は、北海道教育委員会が提供する検証結果のほか、推進チームで検証した結果等を基に取組の進捗状況を把握し、改善に努めるものとする。

## 9. 具体的な取組内容

・教育委員会及び学校は、地域や各学校の実情を踏まえ、次の取組を行う。

### 1 教育職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

#### ■ 学校課題に応じた専門スタッフ等の配置

各学校の課題に応じて教育相談員、スクールカウンセラー、パートナーティーチャー、特別支援教育支援員等の配置及び派遣を行うとともに、部活動の指導体制については、国や北海道等の動向を踏まえ、外部講師の掘り起しや育成に努める。

#### ■ 校務支援システムの利活用の促進

教育委員会及び学校長は、校務支援システムの利用促進に取り組み、校務に要する時間及び会議時間等の縮減に努める。

#### ■ 地域との協働による学校を応援・支援する体制づくり

地域でどのような子どもを育てるか、何を実現していくかなどのビジョンを明確にし、学校を中心に、家庭と地域とが一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」に向け、コミュニティスクールの導入について検討を進める。

## 2 部活動に係る負担の軽減

### ■ 部活動の休養日等の設定

生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、教育職員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教育職員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する必要がることから、部活動の休養日等を次のとおり実施する。

- ① 休 養 日
  - ・学期中は、週あたり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）こと。
  - ・学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努めること。
- ② 活動期間
  - ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とすること。
- ③ 特定の教育職員に負担が偏らないよう、複数顧問の配置を基本とする。  
※ 上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱いの詳細については、「枝幸町立学校の部活動の在り方に関する方針」による。

## 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

### ■ ワークライフバランスを意識した働き方の推進

学校長は教育職員がワークライフバランスの視点を積極的に取り入れる意識改革が図られるよう、月2回以上の「定時退勤日」を設け、教育職員の意識啓発の徹底に努める。

### ■ 人事評価制度等を活用した意識改革の推進

- ① 校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の業績評価に係る目標設定にあたっては、教育職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標を設定する。
- ② 人事評価の面談において、管理職員が教育職員と業務改善に向けた意識の共有を図る。

### ■ 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

教育職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中における「学校閉庁日」を次のとおり設定する。

① 夏季休業期間 8月13日から8月15日まで

② 冬季休業期間 12月29日から1月 3日まで

なお、服務上の取扱い等については次のとおりとする。

ア. 年末年始の休暇を除き、勤務を要する日であるため、年次有給休暇や特別休暇の取得、週休日の振替等により対応すること。

イ. ただし、年次有給休暇等の取得は任意であり、希望しない教育職員に取得を強制することがないよう留意すること。

ウ. 年次有給休暇等の希望をしない教育職員が出勤する場合、玄関の開錠、施錠は出勤する教育職員が行うこととし、管理職員の負担軽減に努めること。

#### ■ 勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの構築

勤務時間の管理については、労働安全衛生法の改正により、校長や服務監督権者である教育委員会に求められている責務であることが明確化されたことを踏まえ、教育委員会は、具体的な方法を検討し、勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの早期構築に努めることとする。

#### ■ 保護者や地域住民への理解促進

各学校においては、保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、業務改善や教育職員の働き方改革について、学校評価に明確に位置付けることとする。

## 4 教育委員会による学校サポート体制の充実

#### ■ 調査業務等の見直し

教育職員の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、実施の必要性を踏まえ、精査、見直しを行うとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう引き続き取り組んでいく。

#### ■ 年間計画等の簡素化及び作成に関する支援

「枝幸町立学校の部活動の在り方に関する方針」による休養日・学校閉庁日等を盛り込んだ週間及び月間単位での目安の設定が、各学校において効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成や、表計算ソフト等の活用により、休養日や学校閉庁日、長期休業期間への反映が自動的に行われるファイルを作成し、学校へ配付するなどの支援を行う。

#### ■ 勤務時間に関する制度の有効活用

4週の間内での変形労働時間制、週休日の振替に係る勤務時間スライド・振替期間の特例、週休日における3時間45分の割振りの変更等、教育職員の勤務時間に係る制度が有効に活用されるよう、学校に対する指導を行う。

#### ■ メンタルヘルス対策の推進

教育職員のメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックの実施や健康相談体制の早期確立に努める。

#### ■ 学校行事の精選・見直し

各学校に対し、文部科学省が提示する取組事例等を参考に、学校行事の精選や見直しの推進を図る。

## 5 教育職員の勤務時間の上限について

教育職員の勤務時間に関しては、文部科学省が令和2年1月17日に策定した、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）において、サービス監督権者である教育委員会は、指針を参考にしながら所管内の公立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針等（以下「上限方針」という。）を教育委員会規則等において定めることとされたことから、教育委員会は、「枝幸町立学校管理規則第33条」（以下「規則」という。）において次のとおり定める。

### （1）対象者

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）第2条第2項に規定する義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会（以下「サービス監督教育委員会」という。）の全てを対象とする。

\*義務教育諸学校：小学校、中学校、高等学校、幼稚園等

教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

\*事務職員等については、「36協定」の中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用される。

### （2）勤務時間の上限

#### ① 「勤務時間」の考え方

いわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。具体的には、「超勤4項目」以外の

業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に次のア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除いた時間を「在校等時間」とする。ただし、ウについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。

<基本とする時間>

在校している時間

<加える時間>

ア 校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間

イ 各地方公共団体で定めるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間

<除く時間>

ウ 勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（自己申告）

エ 休憩時間

\*「超勤4項目」

1 生徒の実習に関する業務 2 学校行事に関する業務 3 教職員会議に関する業務

4 非常災害等のやむを得ない場合の業務

②上限時間の原則

教育委員会は、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特条例第7条第1項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、次の掲げる勤務時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこと。

ア 1日の在校等時間から所定の勤務時間の時間を除いた時間の1か月の合計時間（以下「1か月時間外在校等時間」という。） 45時間  
（1か月の時間外在校等時間 45時間以内）

イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間の時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。） 360時間  
（1年間の時間外在校等時間 360時間以内）

③児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、上記②の規定にかかわらず、教育職員の1か月の時間外在校等時間を、以



下に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

- ア 1か月時間外在校等時間 100時間未満
- イ 1年間時間外在校等時間 720時間
- ウ 1年のうち1か月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月
- エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間 80時間

### (3) 教育委員会が講ずべき措置

- ① 指針を参考にしながら、教育職員の在校等の時間の上限方針を教育委員会規則において定める。
- ② 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外で職務に従事している時間も、できる限り客観的に計測する。計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- ③ 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- ④ 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。
  - ア 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。
  - イ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。
  - ウ 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。
  - エ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。
  - オ 心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。
  - カ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせること。
- ⑤ 上限方針を踏まえた各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。
- ⑥ 上限方針の内容について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得ら

れるよう、それらの者に対して広く上限方針の周知を図ること。

#### (4) 留意事項

##### ① 上限時間について

ア 上限方針は、上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。

イ 上限方針は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、在校等時間の長時間化を防ぐ他の取組と併せて取り組まれるべきもの。決して、これらの取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみではない。

##### ② 虚偽の記録等について

教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならない。

##### ③ 持ち帰り業務について

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けること。

仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

